



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.2月 No.214

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)



口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

☎0985-29-5377 FAX 0985-29-5378

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの皆さまへ

- ◎ 労働保険料第3期分の期限内の納付に協力いただき、ありがとうございました。事業所様からお預かりした労働保険料は、2月14日（火）に無事、国へ納付いたしました。ご協力有難うございました。
- ◎ 領収書を順次郵送にて発送しております。ご確認の程よろしくお願ひいたします。
また、『労働保険料納入証明書』の発行は当事務所で手続き可能ですので、必要な事業所様は、ご連絡をよろしくお願ひいたします。
- ◎ 令和4年度の労働保険料（労災保険・雇用保険）の年度更新のご準備をお願いします。

【 事業所様にご準備していただく書類 】

令和4年4月分～令和5年3月分までの従業員全員（学生アルバイト等も含む）の賃金台帳をFAX又はメールにて送信お願いします。また、担当までご連絡頂きましたらお伺ひ致します。

※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。

※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、個別に案内しております



2023年これから予定されている主な料率変更及び法改正

- 健康保険・介護保険の料率改定
令和5年3月分（4月引落分）より

健康保険料率 10.14% → 9.76%
介護保険料率 1.64% → 1.82%

- 雇用保険料率（令和5年4月1日～）

	労働者負担①	事業主負担②	雇用保険料率①+②
一般事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

- 月60時間超の時間外労働の割増賃金の引上げ

2023年4月1日に施行予定の改正労働基準法では、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、大企業・中小企業を問わず一律「50%」となります。

*この改正につきましては、次回きずな通信3月号で詳しく取り上げます。